

「守ろう 美しい川と湖」

～町の污水処理対策にご協力ください～

私たち人間が「生活」や「事業活動」をする上で、「水」は欠かせないものです。しかし、利用し終わって不要になった水（污水）を適正に処理しないと、においや害虫の発生源となり近所に迷惑を掛けるばかりでなく、長期的に見ると、河川や湖沼などを汚染し将来の世に負の遺産を残すことになってしまいます。

上下水道課 下水道係 ☎(62) 5633



●町の污水処理対策の種類

(1) 公共下水道事業および農業集落排水事業

主に家屋が密集して市街地や農村を形成している区域で、町が道路などに污水管を埋設し、町が管理する処理施設へ接続しています。町内には「猪苗代」「志田浜」「中ノ沢」の3カ所の下水道処理施設と「金曲」「白津」「樋ノ口」「湖岸」「山潟」の5カ所の農業集落排水施設があります。

※以降は「下水道等」と表記します。どちらの処理施設も法令による排水の水質基準をクリアできる処理能力があり、町が適正に維持管理しています。

(2) 浄化槽事業

下水道等が整備されていない区域では、建物に「浄化槽」という污水処理装置を設置し、個別に維持管理していただいています。

●現況を確認しましょう

自分の建物からの污水がどのように排出されているか確認することが重要です。特に相続したり、既存建物を購入したりした場合は排水がどうなっているかよく分からないままとなっているケースが多くあります。この機会に現況を確認してみたいか？

(1) 下水道等に接続している場合

下水道等の処理施設で污水は適正に処理されています。

(2) くみ取り便所の場合

台所や風呂などの雑排水は近くの水路や側溝などに「未処理」で放流されています。また、便所のくみ取りが定期的に必要で、においや害虫に悩まされます。

(3) 浄化槽の場合

①単独処理浄化槽
便所の排水のみ浄化槽で処理して水路などに放流されていますが、台所などの雑排水は「未処理」です。また、構造が古い場合処理能力は低く、適正に維持管理しても水環境に与える負荷が大きいため、法令により新設ができなくなりました。単独処理浄化槽は、くみ取り便所よりも処理方式の転換が求められるものです。

②合併処理浄化槽
建物からの污水は全て浄化槽で処理されて水路などに放流されています。定期的な保守点検、年1回以上の清掃、年1回の法定検査を全て実施して適正に維持管理すれば、下水道等と同等の処理能力があります。ただし、下水道

等が整備された区域では、すぐに下水道等へ切り替えていただくことが必要です。

●工事と費用負担が必要です

(1) 下水道等の場合

下水道等が整備され、使えるようになった場合は、建物の污水を町が整備した污水管（公共ます）に接続する工事を行ってください。この工事は町の指定工事店のみが行うことができます。なお、必要な場合は工事費用に対する融資あっせん制度や利子補給制度があります。

(2) 浄化槽の場合

下水道等の計画区域外に合併処理浄化槽を設置する場合は、町の補助制度があります。なお、猪苗代湖流域内においては、県条例により「窒素及びリン除去型浄化槽」という、より高度な処理能力を持つ浄化槽の設置が義務付けられています。

介護保険制度が 変わりました

4月から介護保険サービスの一部や利用者負担割合、介護保険料などが変わりました。これは、3年ごとに実施される介護保険制度の改正によるものです。今月号では、主な変更点についてお知らせします。

●介護保険サービス

4月から、介護保険施設である特別養護老人ホーム（町内の施設では「いなわしろホーム」や「咲楽の里」が該当）に入所できる人が、原則として要介護度3以上の人となりました。

その他、サービス付き高齢者向け住宅を利用する人は住所特例が適用されることや小規模の通所介護が地域密着型通所介護等に変更となるほか、平成29年度（予定）からは要支援の人の介護予防訪問介護と介護予防通所介護のサービス利用ができなくなります。

●利用者の経費負担

得（前年の合計所得金額が160万円）がある人については、介護保険サービス利用者負担が1割から2割に変更になります。また、高額介護サービス費の限度額も月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

▼問い合わせ先 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎(62) 2115

●介護保険料

介護保険料の基準額が年額4万4400円から6万6000円に引き上げられました（下表のとおり）。また、保険料段階もこれまでの6段階から9段階に細分化され、より所得に応じた負担区分となりました。

元気ハツラツ にここクラブ

町では、高齢者の皆さんが元気に自立した日常生活を送れるよう、介護予防運動教室「元気ハツラツにここクラブ」を実施しています（写真は昨年の同事業の様子）。参加を希望する人は、保健福祉課までご連絡ください。



平成26年度までの保険料

所得段階区分	負担割合	月額換算	年額
第1段階 生活保護受給者	基準額 × 0.50	1,850円	22,200円
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下	基準額 × 0.50	1,850円	22,200円
第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ第2段階に該当しない	基準額 × 0.75	2,775円	33,300円
第4段階 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入80万円以下	基準額 × 0.95	3,515円	42,180円
第4段階 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入80万円以上	基準額	3,700円	44,400円
第5段階 市町村民税課税かつ基準所得金額（190万円）未満	基準額 × 1.25	4,625円	55,500円
第6段階 市町村民税課税かつ基準所得金額以上	基準額 × 1.50	5,550円	66,600円

平成27年度～平成29年度の保険料

所得段階区分	負担割合	月額換算	年額
第1段階 生活保護受給者、高齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人年金収入80万円以下	基準額 × 0.50	2,750円	33,000円
第2段階 世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入80万円超120万円以下	基準額 × 0.75	4,125円	49,500円
第3段階 世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入120万円超	基準額 × 0.75	4,125円	49,500円
第4段階 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入80万円以下	基準額 × 0.90	4,950円	59,400円
第5段階 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人年金収入80万円超	基準額	5,500円	66,000円
第6段階 市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	6,600円	79,200円
第7段階 市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 × 1.30	7,150円	85,800円
第8段階 市町村民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 × 1.50	8,250円	99,000円
第9段階 市町村民税課税かつ合計所得金額290万円以上	基準額 × 1.70	9,350円	112,200円